

「住基ネット」離脱申請書

和歌山市長 大橋 建一 殿

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)が8月5日から稼働しました。和歌山市もこれに歩調を合わせて同日、住基ネットに参加しました。しかし、全国的には、東京都杉並区・中野区・国分寺市、福島県矢祭町はこれに参加していません。横浜市は「個人選択制」を打ち出し、約82万人が不参加を表明しています。つまり、住基ネットに強制的に組み込まれた国民とそうでない国民とが混在した異常な状況にあります。

そもそも、小淵恵三元総理は、1999年、住基ネット自体の個人情報保護が不十分であることを認めた上で、「個人情報の保護に万全を期する」ことを3度も国会で答弁し、住民基本台帳法附則1条2項の規定になりました。現状では、この前提条件ができていません。そうすると、住基ネットの稼働は違法です。また、現在のコンピューターシステムのセキュリティーに「絶対安全」の保障はないことなどからしても、市民に対して責任を負う立場にある和歌山市としては、住基ネットから離脱すべきでした。

しかも、和歌山市は、私の意思を確認せず、住基ネットに接続しました。私たち市民には「自己情報コントロール権」があります。これに基づけば、和歌山市は本来、市民の同意を得てから個人情報を住基ネットに流すべきでした。それを怠り市民の同意を得ずになした市の住基ネットへの参加決定は無効と解されます。

私は、自らの個人情報を住基ネットに流すことに反対します。横浜市では、「個人選択制」が導入されているといえます。横浜市と同様に、私を住基ネットから離脱させて下さい。このことを求めて本申請を致します。

200 年 月 日

住所：和歌山市

氏名： 印